文部科学省講話

『特別支援教育の充実について』

初等中等教育局特別支援教育長補佐　渡邉　賢晃

文部科学省特別支援教育課の課長補佐として、予算や庶務業務を担当し、令和8年度の概算要求に向けた積算作業を進めています。地方教育委員会での実務経験やGIGAスクール構想に関連する業務を経て、現在は特別支援教育の充実に取り組んでいます。本日は、特別支援教育の現状、ICT技術の活用、特別支援教育就学奨励費制度、特別支援教育総合研究所の活動について説明いたします。

**１　特別支援教育の現状**

障害のある児童生徒の就学先は、学校教育法施行令第22条の3に基づき、障害の程度や保護者の意向、教育的ニーズを総合的に勘案し、市町村教育委員会による事前相談や就学支援委員会の判断を経て、特別支援学校・特別支援学級・通常学級のいずれかに振り分けられます。

令和6年度の統計では、特別支援学校在籍者は約15万5100人で義務教育段階の0.9%となっています。また、特別支援学級在籍者は約39万4800人で同割合の4.3%、通級指導を受ける者は約19万8300人で同割合の2.1%となっています。特別支援教育を受ける児童生徒数は過去10年間で2倍、特別支援学校は1.3倍、特別支援学級は2.1倍、通級指導は2.3倍と、支援対象者が急増しています。

障害種別では、知的障害や自閉症・情緒障害の児童生徒が増加傾向にあります。通級指導は平成30年度から高校にも制度化され、小学校での利用が特に増えています。また、令和5年度の調査では、通常学級に在籍する児童生徒のうち8.8%が学習面または行動面で著しい困難を示していると報告されています。

令和7年度の特別支援教育関連予算は51億円（前年度比5億円増）で、5つの柱（医療的ケア児への支援、発達障害児への支援、インクルーシブ教育システムの推進、ICTを活用した指導の充実、指導体制の充実）に基づいて構成されています。医療的ケア児への支援では、看護師の配置や災害時対応、保護者の負担軽減に向けた調査研究を実施し、発達障害児への支援では、5歳児健診による早期発見・支援、幼稚園・小学校への円滑な接続を支援するモデル事業を展開しています。インクルーシブ教育システムの推進として、障害の有無に関わらず共同学習を行う学校運営モデル事業を実施し、全国展開を目指しています。ICTを活用した指導の充実として、GIGA端末やデジタル教材の活用を促進しており、指導体制の充実として、手話政策推進法に基づき、手話学習コンテンツの開発や聴覚障害児への支援の強化を図っています。また、別途入出力支援装置の更新に係る補助事業も実施しているところです。

**２　特別支援学校におけるICT技術の活用**

令和3年1月に開催された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」では、ICTの活用が特別支援教育において重要であると示されました。障害や特性、心身の発達段階に応じてICTを活用することで、学習効果の向上や学習困難の克服が期待され、合理的配慮の提供にも不可欠な手段とされています。

早期から学校にICT環境を整備することは、学習活動の充実に直結するため、文部科学省では様々な支援事業を展開しています。GIGAスクール構想により、全国の特別支援学校を含む公立学校に１人1台端末が整備されました。これに伴い、令和2年度の補正予算で入出力支援装置の整備が進められました。これは、障害のある児童生徒が端末を使いやすくするための補助機器（大型キーボード、点字プリンター、点字ディスプレイなど）を購入するための予算です。令和5年度からは基金化され、年度をまたいで活用可能となっていますが、未だ活用報告が少ないため、都道府県教育委員会を通じて積極的な申請が求められています。ICT端末の具体的活用事例として、文部科学省のホームページでは、視覚障害児が画面の白黒反転機能を使って見やすくしたり、聴覚障害児が音声を文字化する機能を活用したり、肢体不自由児が補助具を使って端末を操作する事例が紹介されています。特に注目すべきは、発達障害児が筆記に困難を抱えていたものの、タイピングによって文章表現が飛躍的に向上した事例です。また、難聴児に対しては、補聴援助システムや文字表示装置、文字変換ソフトなどを活用することで、情報保障が実現されています。

活用状況と課題についてですが、令和6年度の調査によると、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒に対してICT端末が全く活用されていない割合は、小学校で10.3%、中学校で12.1%となっています。校長の認識にもばらつきがあり、効果を感じていないという回答も見られました。都道府県別のデータでは、ICT機器を「ほぼ毎日または週3回以上」活用している学校は50%未満であり、入出力支援装置の活用率も小学校で17%、中学校で14%と低水準です。こうした状況を改善するため、文科省では、特別支援学校を含む各校でのICT活用事例を動画化し、全国の教員に共有しています。長野県の特別支援学校の協力を得て制作された動画では、授業の様子や解説が収録されており、活用のイメージを具体的に掴むことができます。また、特別支援教育総合研究所（特総研）では、教材ポータルサイトを運営しており、様々な機器や教材の活用事例を検索・閲覧することが可能です。ブギーボードなどの機器の使い方も紹介されており、現場での参考資料として活用が期待されています。

**３　特別支援教育就学奨励費制度の概要**

令和7年度の特別支援教育就学奨励費は127億円が計上されています。対象児童生徒の増加に伴い、上限額の引き上げを目指していますが、過去の実績として多額の不用額が生じていたため、財務省から予算増額に慎重な姿勢が示されています。

昭和29年に制定された特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、法律補助である負担金・交付金、予算補助である補助金の支援形態があり、教科書購入費、給食費、通学費などが対象となっています。

制度自体は昭和3年に貧困家庭の児童向けに始まり、昭和29年に法制化されました。昭和46年には特別支援学級の児童生徒も対象に加えられ、平成25年の法改正では、通常学級に在籍する障害児も対象となりました。制度は90年以上にわたり継続されており、障害児の教育支援の根幹を担っています。

平成28年度から令和7年度までの予算は120億〜135億円の間で推移しています。令和7年度は127億円と前年度より5億円減少しましたが、補助金の増加傾向は続いています。執行状況を見ると、令和2〜4年度は新型コロナの影響で修学旅行の中止や登校制限があり、不用額が多く発生しました。令和6年度は各自治体の協力により不用額が12億円程度に抑えられましたが、今後も必要額の精査が求められています。給食費や交通費などの計上においては、児童生徒の実態に即した必要額を見込んで計上することが重要です。

特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、約9割が就学奨励費を受給しています。一方、特別支援学級や通常学級に在籍する対象者の受給率はやや低く、制度の周知と申請支援が課題です。支弁区分では、最も支援が手厚いⅠ区分が全体の約6割を占めていますが、近年はⅡ区分・Ⅲ区分の割合が微増傾向にあります。今後も支援の公平性と持続可能性を確保するため、制度の見直しと予算確保が求められます。

　近年、特別支援教育における就学支援の充実が進められており、主に3つの拡充事項が挙げられます。一つ目はオンライン学習通信費の上限額引き上げです。令和2年度には1万円だったオンライン学習通信費の補助上限額が、令和3年度に1万2000円、令和4年度以降には約1万4000円へと段階的に引き上げられました。物価上昇や学習環境の変化に対応するため、家庭の負担軽減を目的とした措置です。二つ目は高等学校における拡大教科書の補助対象化です。これまで通常の高等学校に在籍する視覚障害の生徒が拡大教科書や点字教科書を購入する際は自己負担でしたが、令和5年度からは例外的に補助対象とされるよう制度が拡充されました。これは、令和元年に施行された「読書バリアフリー法」の理念に基づき、すべての人が読書の恩恵を受けられる環境整備を目指したものです。調査によると、全国の約9割の自治体が既に補助対象として要綱を整備済み、または令和7年度までに整備予定であることが判明しています。制度の運用には自治体の整備が不可欠であり、対象生徒が現れた際には迅速な対応が求められています。三つ目は 新入学用品費の補助上限額の引き上げです。令和7年度より、物価高騰を受けて新入学児童生徒の学用品・通学用品購入費の補助上限額が引き上げられました。具体的には、小学部で約6000円、中学・高等部で約2000円の増額が行われ、ランドセルや制服などの高騰に対応しています。

また、より適正な執行を行うため、、令和7年度から就学奨励費の執行スケジュールが変更されました。より実態に即した金額を把握するため、状況報告を2回に分けて提出する形式を予定しているところです。

**４　特別支援教育総合研究所の紹介**

特別支援教育総合研究所は神奈川県横須賀市に所在し、昭和46年に設立された国内唯一の特別支援教育のナショナルセンターです。研究活動、研修事業、情報収集・発信の3本柱で活動を展開しており、令和8年度からは第6期中期目標計画が始まります。

eラーニング「NISE学びラボ」や、合理的配慮の事例を紹介する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」などのツールを提供しており、校内研修や教員の学びに活用することが可能です。特別支援教育に関わるすべての教職員に向けて、より広く認知されることが期待されています。

最後に、文部科学省は、誰一人取り残さない教育の実現を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの両立を図るため、特別支援学校・学級・通級・通常学級といった多様な学びの場の整備を進めています。特別支援教育の充実に向け今後とも御理解と御協力の程、どうぞよろしくお願い致します。

　御清聴ありがとうございました。